

令和 5 年

第 5 回教育委員会 会議録

- | | | | |
|---|------|--|--------------------------------------|
| 1 | 日 時 | 令和 5 年 3 月 23 日 (木) | 午前 10 時 00 分～午後 12 時 00 分 |
| 2 | 場 所 | 尾花沢市学習情報センター悠美館 | ハイビジョンホール |
| 3 | 出席委員 | 教育長
教育長職務代理者
委 員
委 員 | 五十嵐 健
東海林 衡
井 上 清 彦
鈴 木 瑞 穂 |
| 4 | 出席者 | こども教育課長
教育指導室長
社会教育課長
教育相談専門員 | 坂 木 良 一
工 藤 雅 史
鈴 木 敏
森 山 仁 |

会議次第

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 開 会 | |
| 2 | 議事日程 | |
| | 日程第 1 | 前回会議録の承認 |
| | 日程第 2 | 会議録署名委員の指名 |
| | 日程第 3 | 報告事項 |
| | 日程第 4 | 議第 7 号 尾花沢市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について |
| | 日程第 5 | 議第 8 号 尾花沢市統合小学校建設工事設計業務委託公募型プロポーザル審査委員会設置要綱の設定について |
| | 日程第 6 | 議第 9 号 尾花沢市スポーツ少年団等各種大会選手出場費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について |
| | 日程第 7 | 議第 10 号 尾花沢市小中学校給食費助成金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について |
| | 日程第 8 | 議第 11 号 尾花沢市子育て応援学校給食費支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について |
| | 日程第 9 | 議第 12 号 尾花沢市文化・スポーツ合宿等誘致推進事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について |
| | 日程第 10 | 議第 13 号 尾花沢市文化・スポーツ大会等出場激励金支給要綱の一部を改正する要綱の制定について |
| | 日程第 11 | 議第 14 号 尾花沢市スポーツ優秀賞の表彰について |

- 日程第 1 2 議第 1 5 号 令和 5 年度尾花沢市学校教育指導方針について
日程第 1 3 議第 1 6 号 令和 5 年度尾花沢市社会教育基本方針について
日程第 1 4 議第 1 7 号 令和 5 年度尾花沢市教育委員会職員人事異動内申について
日程第 1 5 その他

- 3 その他
4 閉 会

会議録

1 開 会

- ・教育長

皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和 5 年第 5 回教育委員会を開会いたします。それでは、議事日程に従いまして議事を進めてまいりますので、暫時の間、ご協力をお願いいたします。

2 日程第 1 前回会議録の承認

- ・教育長

はじめに、日程第 1、「前回会議録の承認について」を審議いたします。

先にお渡ししました「前回会議録」について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」と言う者あり)

よろしいようですので承認することとし、会議録への署名を行いたいと思います。よろしく申し上げます。

— 令和 5 年第 4 回会議録署名委員による署名 —

以上で前回の会議録の承認を終了します。

3 つぎに、日程第 2、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、尾花沢市教育委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定により、1 番 東海林衡委員、2 番 鈴木瑞穂委員を指名いたしま

す。よろしく申し上げます。

4 各課の報告事項

- ・教育長

つぎに、日程第3、報告事項であります。各課長から報告をお願いいたします。

こども教育課長	資料に基づき説明する
社会教育課長	資料に基づき説明する

- ・教育長

以上で報告を終わりますが、ご質問はありませんか。

5 議事日程

ないようでしたら、次に、日程第4、議第7号「尾花沢市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

- ・こども教育課長

今回、こども教育課の中に統合小学校建設室を設けることになりました。教育委員会事務局処務規則について改正を行っております。課の中に室があるという現状に合わせて整理させていただきました。学園構想推進係を廃止し統合小学校建設室の中に統合小学校建設係を置くものでございます。

- ・教育長

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

質疑もないようですので終結いたします。これより議第7号を採決いたします。本案を原案のとおり承認するにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

- ・教育長

ご異議なしと認めます。よって議第7号は原案のとおり決しました。

次に、日程第5、議第8号「尾花沢市統合小学校建設工事設計業務公募型プロポーザル審査委員会設置要綱の設定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

・ 子ども教育課長
今後、統合小学校の基本設計・実施設計を発注するにあたり、プロポーザル審査委員会を設置し進めていきたいと考えております。

要綱を説明

・ 教育長

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

・ 委員

3月28日に第1回の審査委員会が開催されるようですが、メンバーは決定しているのでしょうか。

・ 子ども教育課長

審査委員会の委員については、10名の委員にお願いしていきたいと考えております。

10名について説明

スケジュールについて説明

・ 委員

プロポーザルということで基本設計では、使い勝手や内装関係も関わってくると思われませんが、審査の時に先生や市民の意見を提示し進んでいくのでしょうか。

・ 子ども教育課長

発注する業務の内容、仕様について公告をし、基本構想・基本計画を踏まえたうえで各業者から提案書を出していただくこととなります。一次審査は書類審査になり、業者を絞ったうえで、二次審査でプレゼンをしていただき、その中で尾花沢市が目指そうとするイメージに近いまた、さらに良くなるような特色ある提案をしていただいた業者を最終的に決めていきたい考えです。業者を決めてから市の考えている部分について調整をしながら進めていきたい。

・ 教育長

そのほかございませんか。ないようですので終結いたします。これより議第8号を採決いたします。本案を原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

・ 教育長

ご異議なしと認めます。よって議第8号は原案のとおり決しました。

次に、日程第6、議第9号「尾花沢市スポーツ少年団等各種大会選手出場費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

・社会教育課長

現在の要綱では宿泊料につきまして大会主催者が定めた協定料金となっておりましたが、協定以外の宿に宿泊する場合も出てきていることから上限一泊5,000円と定めたところです。

・教育長

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

・教育長

質疑もないようですので終結いたします。これより議第9号を採決いたします。本案を原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

・教育長

ご異議なしと認めます。よって議第9号は原案のとおり決しました。

次に、日程第7、議第10号「尾花沢市小中学校給食費助成金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

・教育指導室長

第三子以降の給食費を無料にするものですが、令和5年3月31日限りとなっていることから令和8年3月31日まで期限を延長するものでございます。

・教育長

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。ないようですので終結いたします。これより議第10号を採決いたします。本案を原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

・教育長

ご異議なしと認めます。よって議第10号は原案のとおり決しました。

次に、日程第 8、議第 11 号「尾花沢市子育て応援給食支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

・教育指導室長

給食費の半額を助成するものですが、令和 5 年 3 月 31 日限りとなっていることから令和 8 年 3 月 31 日まで期限を延長するものでございます。

・教育長

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。ないようですので終結いたします。これより議第 11 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

・教育長

ご異議なしと認めます。よって議第 11 号は原案のとおり決しました。

次に、日程第 9、議第 12 号「尾花沢市文化・スポーツ合宿等誘致推進事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

・社会教育課長

合宿等を本市に誘致するために宿泊費用に対し助成するものですが、令和 5 年 3 月 31 日限りとなっていることから令和 8 年 3 月 31 日まで三年間延長するものでございます。

・教育長

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

・委員

市内在住の団体も該当するのでしょうか。また、いつから行っている事業でしょうか。

・社会教育課長

市内の団体も該当します。令和 2 年度から実施しているものです。

・ 委員
どのような周知を行っていますか。

・ 社会教育課長
市報やホームページで行っておりますが、周知を強化していきたいと思えます。

・ 教育長
他に質疑もないようですので終結いたします。これより議第12号を採決いたします。本案を原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

・ 教育長
ご異議なしと認めます。よって議第12号は原案のとおり決しました。

次に、日程第10、議第13号「尾花沢市文化・スポーツ大会等出場
激励金支給要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

・ 社会教育課長
令和5年3月31日限りとなっていることから令和8年3月31日まで三年間延長するものでございます。また、懸垂幕や看板の設置の基準が特になかったことから新たに明確にするため改正するものでございます。

・ 教育長
これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

・ 委員
今までも設置していたかと思うのですが、どの部署で行っていたのですか。

・ 社会教育課長
小中学生は教育指導室で、高校生以上は社会教育課で今回改正した規定に準じて行っておりました。

・ 教育長
他に質疑もないようですので終結いたします。これより議第13号を採決いたします。本案を原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

・教育長

ご異議なしと認めます。よって議第13号は原案のとおり決しました。

次に、日程第11、議第14号「尾花沢市スポーツ優秀賞の表彰について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

・社会教育課長

尾花沢市スポーツ優秀賞表彰規則に基づき、尾花沢市スポーツ優秀賞を次のとおり表彰するものであります。(表彰者について詳細な説明があり)

・教育長

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

・委員

尾花沢市在住でなくとも尾花沢中出身であれば該当するのでしょうか。曖昧なところは今後検討すべきではないでしょうか。

・社会教育課長

住所要件は無く、出身であれば該当します。今後検討します。

・教育長

他にないようですので終結いたします。これより議第14号を採決いたします。本案を原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

・教育長

ご異議なしと認めます。よって議第14号は原案のとおり決しました。

次に、日程第12、議第15号「令和5年度尾花沢市学校教育指導方針について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

・教育指導室長 説明

・教育長

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

・委員

保護者としても聞いていて大変楽しみな内容です。特に、ふるさと愛の5地区公民館と連携しての各地区の取組みも実現に向けて進めてほしいと思います。

・教育指導室長

できれば同日で行いたいと思っておりますが、地区によって行事の日が違うので、いろんな課題がある中で検討してまいりたいです。

・委員

社会科見学などは、各学校で検討して行先を決めているのでしょうか。

・教育指導室長

各学校の実情に応じて行っております。

・教育長

現在、スクールバスの利活用が活発になってきて社会科見学が授業の中で出来るようになっております。市外に行くことが少なくなってきております。

・委員

尾花沢市の特産ということでスイカ畑の見学に行っていますが、畜産も盛んなので牛舎などに訪問することはできないのでしょうか。新たなチャレンジをしやすいように整えてほしいと思います。

・委員

課題を明確にした取り組みで大変素晴らしいと思っておりますが、項目の数がとても多いので全部行おうとしたら先生方が大変ではないでしょうか。個人の取組みとか学校の取組みとかで重点を置いて行った方がいいのではないかと思います。リーディングスキルテストについては、新しい観点の見方だと感じておりますが、テスト、分析、9月に対策となるとその年度内での十分な対応策にはならないのではないのでしょうか。次の年を見通した対策になってしまうと思われれます。F-Tは、あくまでも学校のカリキュラムの一つであって、受け入れる地域の意識改革が大事だと感じております。また、QRコードを市報に載せた方がいいと思います。

・教育指導室長

項目が多い点については、配慮しながら校長会でも説明をさせていただきまして、出来るだけ負担の無い内容で手軽にできるものということ

で行ったところでございます。重点となるとリーディングスキルテストを実施していくところと地域学習になると思っております。全国学力学習状況調査を踏まえたアクションプランを作っております。その中に読解力の視点を入れることを考えております。新たに何かをやるのではなく既存のものに関連付けながら行っていきたいと考えております。その年で終わるのではなく、その次の年の8月ぐらいまでの計画で進めてまいりたいと思います。

地域学習につきましては、関係機関と連携していくなかでそれぞれの目的がことなるので、重なるところを大事にして行っていきたいと考えています。市報にもQRコードを載せていく予定です。

・委員

福原中の成果が出てきているのは、家庭学習との連携が上手くいっているからだと思います。体制づくりが重要でいかに進めるかが大事だと思います。子供育成をどうするかの見点での理解度を上げていくことをぜひお願いしたい。

・教育指導室

子供が家に帰ってきて何を勉強していいかわからないという声が保護者からありました。授業と宿題が関連付けられていない傾向がありますが、予習を加えることでサイクルをまわしていくなかで、このような勉強の仕方があることを示しています。内容を吟味してホームページに載せるなどして皆さんに見ていただくことも検討したいと思います。家庭学習の質を高める、勉強が面白くなる、ゲームもするけど勉強も頑張るというような生活を作っていきたい。

・委員

テキストが多くなっており、学校に置いてもいいことになっています。家に何も持っていない子供が増えており、勉強をやろうとしても持ってきていない、何をしたらいいかわからないという現状です。自分で管理できない子供が増えてきています。

・教育指導室長

1人1台タブレットにドリルがありますので、例えばそれをやるなど方法はあります。家で勉強するきっかけになればと考えます。

・委員

自己管理能力が一番重要であると考えます。育ち方については、担任の先生の力に大きく依存するので信頼していく必要があると思います。これは、小学5年生以上というようなことで考えていますが、小学4年生以下は放課後児童クラブになり別の課になると思いますが、コラボできればなと思います。小さい時から自分という気持ちが育ってくるのかなと思います。

・教育長

他にないようですので終結いたします。これより議第15号を採決いたします。本案を原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

・教育長

ご異議なしと認めます。よって議第15号は原案のとおり決しました。

次に、日程第13、議第16号「尾花沢市社会教育基本方針について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

・社会教育課長 説明

・教育長

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

・委員

学習情報センターリニューアルメンバーは決まっているのですか。

・社会教育課長

これからですが考えているのは、図書館協議会の委員の方、図書館の職員、図書館を利用している子育て世代・若者世代、図書館を利用者している方などを公募していきたいと考えています。10名ぐらいを想定しておりますが、図書館に來ない人の意見もアンケートなどで聞きたいと考えております。悪いところの指摘も必要であると考えております。

・教育長

他にないようですので終結いたします。これより議第16号を採決いたします。本案を原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

・教育長

ご異議なしと認めます。よって議第16号は原案のとおり決しました。

次に、日程第14、議第17号「令和5年度尾花沢市教育委員会職員人事異動内申について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

・ こども教育課長 説明

・ 教育長

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。ないようですので終結いたします。これより議第17号を採決いたします。本案を原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

・ 教育長

ご異議なしと認めます。よって議第17号は原案のとおり決しました。

以上で、本会に附議されました議案の審議が終了しました。

6 その他

続いて、日程第15 「その他」でございますが、何かありませんか。

・ 教育相談専門員

教育相談活動及びスマイルホーム利用状況について説明

・ こども教育課長補佐

教育委員会の日程変更について説明

・ 教育長

他になれば、これで令和5年第5回教育委員会を閉会いたします。大変ご苦労様でした。

午後12時00分閉会

会議録署名委員

1 番 _____

2 番 _____